

鳥獣害対策の現場から(15)

リレ一随筆

栃木県のシカ対策

(栃木県林務部自然環境課 辻岡幹夫)

1 シカの生息

栃木県では、シカは県の北西部の山岳地帯に生息しており、さらにこの生息地は群馬県の北東部の生息地まで連続して「日光・利根地域個体群」を形成している。生息数は、栃木県側が約5,000頭、群馬県側は約7,000頭、合計約12,000頭と推定されている。生息密度は、この生息域のほぼ中央部に位置する日光鳥獣保護区内で5~20頭/km²と高く、周辺部にいくにしたがって低くなるという構造となっている。

なお、この生息域は、近年の暖冬の継続によって北に拡大する傾向があり、栃木県の鬼怒沼、群馬県、福島県、新潟県にまたがる尾瀬などの貴重な高層湿原にもシカの生息域が拡大している。

2 シカの食害

栃木県では、時代が平成に変わるころからシカの農林業被害が増加した。狩猟による捕獲数もほぼ同じ時期から増加しており、このことから昭和の終わごろからシカの生息数が急増したことがうかがわれる(図-1)。

林業被害は主にヒノキやスギなど造林木の枝葉や樹皮の食害(写真参照)で、標高の高い尾根沿いのヒノキの造林地の被害が特に大きい。ひどいところでは造林木が成長できず、将来森林として成立する見込みが立たないような場所もある。農業は、ダイコンなどの高冷地農業や牧草地の被害があるが、林業被害に比べると小さい。

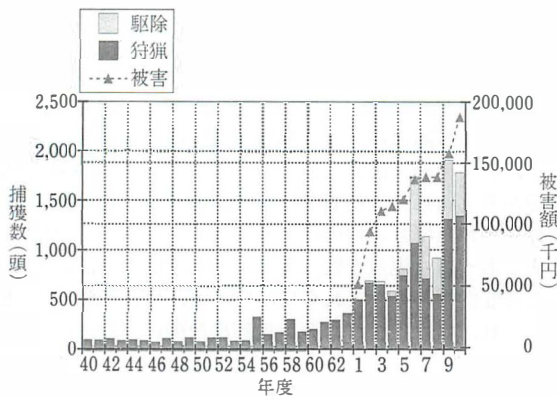


図-1 シカによる農林業被害額と捕獲数

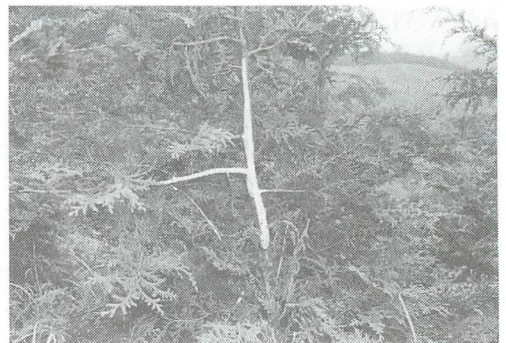
なお、栃木県のシカの食害の大きな特色は、日光国立公園内の貴重な自然植生に食害が及んでいることにある。日光白根山(2,578m)では、22種類ほどの高山植物が食害でほぼ姿を消し、日光を代表する高山植物シラネアオイは、今では県が設置している電気柵の中にかろうじて残存しているのみである。また、胸高直径が1m以上もあるウラジロモミヤハルニレなどの大径木が樹皮を剥かれ多くが枯死し、奥日光全体では林床植物がシカが嫌って食べないマルバダケブキやシロヨメナ、イケマなど特定の数種類の植物に置き換わりつつある。夏の花の名所であった戦場ヶ原や小田代原などの湿原、湿性草原でも15種類以上の花が姿を消してしまった。

3 対策

このようなシカの食害に対応するため、栃木県では、平成6年12月に「栃木県シカ保護管理計画」を策定した。この計画では、保護管理の目標を、①日光国立公園の自然生態系のバランスの回復、②農林業被害の軽減、③適正な生息密度でのシカの生息地の確保、の3点に置いている。また、この目標を達成するために、食害防護対策の実施とシカの個体数の調整を行うこととし、個体数調整の具体的目標値として、鳥獣保護区内では計画開始時点での9頭/km²を5頭/km²に、可猟区では3頭/km²を1頭/km²にすることをとした。そして個体数調整に平行してモニタリング調査を実施し、その結果を翌年度の計画に反映させていくこととしている。

この計画に基づき、毎年個体数調整を実施しているほか、貴重な自然植生を食害から防護するために、白根山や小田代原での電気柵の設置、樹皮剥ぎを防ぐための樹木へのネット巻きなどの対策を進めている。

栃木県では、鳥獣保護法改正に先立つこと5年前に保護管理計画を策定したことになるが、野生鳥獣の大



剥皮されたヒノキ(5年生)(栗野町)

規模な個体数調整を行うに当たっては、これまでの対症療法的な有害鳥獣駆除の繰り返しではとうてい県民の理解は得られないであろうこと、また行政の担当者としても客観性のある計画なしにはとても踏み切れなかったことが、策定の際に強く働いた気持ちであった。

計画策定時には、必ずしもすべてのデータがそろっていたわけではなく、当初は自然保護団体や一般の方々から多くの反対意見が寄せられたが、その後の情報公開と合意形成を組み込んだシカ対策の過程(図-2)の中でしだいに理解されていったように思われる。

栃木県のシカ対策は、個体数調整などの対策を実施するに当たっては、生息密度や齢構成、妊娠率、栄養状態など個体群の動態や生息環境に加わっている食圧などについてモニタリング調査を実施し、それらの結果を複数の研究者で構成された「栃木県シカ保護管理検討会」で吟味した後、「栃木県シカ対策協議会」において情報公開、説明、合意の形成を行って次のステップに進むという方式をとっている。「栃木県シカ対策協議会」は、国、県、市町村の関係機関、農林業団体、自然保護団体、学識経験者から構成されており、必要に応じて年に1~2回開催している。

環境庁で現在検討されている野生鳥獣保護管理ガイドラインの中で表現されているようなことを、期せずして栃木県では実践してきたわけであるが、野生鳥獣

をめぐる多様な価値観がある中で保護管理を進めていくためには、必要で、また有効に機能したシステムであったといえる。

今、野生鳥獣の保護管理は、「責任ある試行錯誤」、科学的手法を使うが科学そのものではなく「実務」であるなどといわれているが、これまで5年間シカ対策を進めてきて、これは正に実感するところである。調査データが完全でなくても(最大限の努力は必要)、着手し、システムを動かしていくことが一番重要である。

そして、保護管理に着手するためには体制の整備が必要である。野生鳥獣の保護管理の分野は今の日本ではほとんど未整備である。例えば、建設の分野では、行政組織、計画設計を担当するコンサルタント業界や施工を請け負う建設業界が整っており、また技術者の数も多い。しかし野生鳥獣の保護管理は、まだ始まったばかりで、社会の中に十分な体制が作られていない。当面手作りで実行体制を作るほかない。

捕獲の従事者はもちろんハンターであるが、捕獲個体を雪の中、モニタリング・ステーションまでハンターに運搬してもらわない限り、科学性を保证するためのモニタリング調査もできない。そして、現場で解体処理をするモニタリングの担当者の養成、その結果の分析評価機関、情報公開と合意形成の場の設定など、多くの人や組織を束ねていかなければならない。関係するすべての人に保護管理の意味を理解してもらわなくてはならない。行政に鳥獣の専門職員がいないという現状では、研究者の協力を得ることも必要不可欠である。これらをコーディネートしていくのが行政の大きな役割である。被害防除対策、生息地の管理まで含めた総合的な対策を進めるためには、行政内部での異なる部局間の調整も必要となる。野生鳥獣の保護管理の仕事は、野生鳥獣そのものも相手にするが、このような意味で、極めて人間相手の仕事であるといえる。

4 今後の課題

平成11年6月に鳥獣保護法が改正され、科学的・計画的な野生鳥獣の保護管理を目指す「特定鳥獣保護管理計画」制度が創設された。さらに、国会の審議の過程で、野生鳥獣の保護管理は個体数調整に偏ることなく、生息環境の整備や農林業被害の防除対策にも万全を期すこと、NGOや研究者の意見を広く採り入れること、都道府県の調査研究体制の整備と人材の養成を図ること、等について附帯決議がなされ、鳥獣行政において改善すべき点が一気に明確になった。

今後、この新たな状況下で、鳥獣行政を実効あるものにしていくために、都道府県に課せられた任務は大きい。栃木県では、現行のシカ保護管理計画を、平成

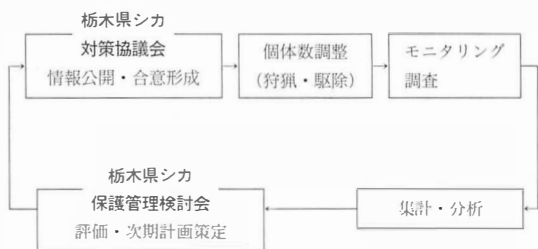


図-2 保護管理のサイクル



メスジカの群れ(足尾川)

12年度に改正法に基づく特定鳥獣保護管理計画として改訂するため、これまでの対策の評価を今後行っていく予定である。

おわりに

シカなど特定鳥獣保護管理計画の対象となり得る鳥獣以外にも、様々な野生鳥獣による農林漁業被害が発生している。鳥獣害は、様々な要因が複雑に絡み合っており、鳥獣が農林作物を食害するという表層に現れた現象だけを見ていては、事象の本質はわからない。食害発生に至った因果関係を解明しないで、対策を駆除のみに頼っても効果がないばかりか、野生鳥獣の著しい減少を招くことになる。その結果、自然から思わぬしっぺ返しが我々人間に還ってくることにもなりかねない。被害発生にかかわる自然的、社会的な事象の絡まり合いを解きほぐし、全体としてよりよい方向に進むようマネジメントしていくことが求められるのではないか。野生鳥獣の保護管理とは、問題解決のプログラムそのものであると思う。

また、鳥獣害対策を農林業維持のための社会的コストとして考えた場合、どの地域についても一律のコストのかけかたでよいのかどうかも検討されるべきであろう。かけたコストを上回る生産が得られなければ、社会的にはマイナスとなる。

山間地の零細な農業や、鳥獣害がなくても成績の思わしくない高標高地の造林地などについては、大きなコストがかかる駆除に頼って維持しようとするのでは



若いオスの群れ (足尾町)

なく、別な方策をとってもよいのではないかと。野生鳥獣に全面戦争を挑んでも得られるものは少ないのではないだろうか。むしろ野生鳥獣を自然のままに受け入れて、例えばシカのナイトウォッチングやハイレベルのゲームハンティングで地域興しを行い、その利益や、都市住民、NGOの支援で電気柵など農地の防護対策を行うという考え方もあるのではないかと。地域の自然や産業、人々の考え方によっていろいろな知恵が出されるべきであろう。

いずれにせよ鳥獣保護法の改正をきっかけに、野生鳥獣行政が今後より良い方向に進んでいくことを願っている。

人事消息

(12月1日付)

川崎建次郎氏(蚕糸・昆虫農業技術研究所遺伝育種部天敵育種研究室長)は技会事務局併任解除

○農産園芸局(10月1日付)

高島友三氏(技会事務局企画調査課課長補佐)は植物防

疫課課長補佐(農業航空班担当)に

角 巖氏(植物防疫課農薬対策室農薬第一班農薬環境基準係)は同係長に

荒木康紀氏(同上課課長補佐(農業航空班担当))は同課付に

発行

日本植物防疫協会

作物病原菌研究技法の基礎

〈分離・培養・接種〉 大畑 貫一 他編

B5判 342頁 定価8,360円(本体7,962円+税) 送料340円

植物病理学の実験では病気の生態を熟知し、対象となる病気を思うように発病させることが重要です。本書は病原菌の分離・培養・保存・接種・発病調査法および薬剤の効果検定法を、第一線で活躍されている方々に執筆していただいた実験の手引書です。

ご購入は、直接本会「出版情報グループ」に申し込むか、お近くの書店でお取り寄せ下さい

(社)日本植物防疫協会 〒170-8484 東京都豊島区駒込1-43-11 Tel(03)3944-1561 Fax(03)3944-2103